

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学(次号から第8号までにおいて「社会福祉学等」という。)を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者<u>(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</u></p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>清水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学(次号から第8号までにおいて「社会福祉学等」という。)を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>
<p>清水町廃棄物の処理及び清掃に関する条例</p> <p>(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)</p> <p>第18条 法第21条第3項に規定する条例で定める一般廃棄物処理施設の技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p>	<p>清水町廃棄物の処理及び清掃に関する条例</p> <p>(一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格)</p> <p>第18条 法第21条第3項に規定する条例で定める一般廃棄物処理施設の技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校の専攻科にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)</u>後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)</u>後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) (略)</p>	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校の専攻科にあつては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) (略)</p>
<p>清水町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準及び任命に関する条例</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学<u>(同法による専門職大学の前</u></p>	<p>清水町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準及び任命に関する条例</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧</p>

改正後

期課程を含む。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4)～(7) (略)

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(当該

改正前

専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4)～(7) (略)

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条

改正後	改正前
<p><u>学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程（以下この号において「専門職大学前期課程」という。）を修了した場合を含む。）</u>、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者（<u>専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。</u>）については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5)・(6) (略)</p>

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。